

JSD2009年度活動実績報告 / 2010年度活動計画説明会 及び『ソフトダーツと風営法』に関する顧問弁護士による講演

《第1部》

JSD活動報告及び説明

1. 2009年度活動実績報告について
2. 2010年度活動計画説明について

《第2部》

当協会顧問 宮下弁護士による講演『ソフトダーツと風営法』

1. ソフトダーツと風営法のかかわりについて
 2. 当協会の賞金トーナメントに対する見解について
- 別添の講演内容をご参照ください。

【開催日程】

1. 大阪会場：平成22年10月28日
2. 東京会場：平成22年11月16日

別添 講演内容 - 「ソフトダーツと風営法」について

講師 宮下正彦

経歴

1975年	3月	東京都立国立高校卒業
1980年	3月	東京大学法学部第二類卒業
	4月	警察庁入庁
1990年	3月	同庁退職
	4月	最高裁判所司法研修所入所
1992年	4月	第一東京弁護士会登録 友常木村見富法律事務所勤務
1995年	6月	シカゴ大学ロースクール卒業(LL.M.)
	9月	シカゴのジェナー・アンド・ブロック法律事務所勤務
1999年	11月	ニューヨーク州弁護士資格取得
2000年	1月	友常木村見富法律事務所のパートナー就任
2004年	3月	TMI 総合法律事務所にパートナーとして参画

主な取扱分野

一般企業法務、国際企業取引、企業合併・買収(M&A)、広報法務/リスクマネジメント
労働関係、倒産処理/企業再建、紛争解決

登録、所属

第一東京弁護士会(1992)
ニューヨーク州(1999)

1. ソフトダーツと風営法について

ソフトダーツ業界は、「風俗営業の規制及び業務の適正化に関する法律」(以下「風営法」という。)と、深い関係を持っている。具体的に、ソフトダーツ業界が風営法とどのような関係にあり、その理由は何なのか、風営法との関係で、業界はどのような規制を、どのような理由で受けなければならないのかについて、次のとおり、説明できる範囲で説明することとしたい。

(1) 風営法の目的(第1条)

「この法律は、善良の風俗と清浄な風俗環境を保持し、及び少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するため、風俗営業及び性風俗関連特殊営業等について、営業時間、営業区域等を制限し、及び年少者をこれらの営業所に立ち入らせること等を規制するとともに、風俗営業の健全化に資するため、その業務の適正化を促進する等の措置を講ずることを目的とする。」

(2) 「風俗営業」とは何か(第2条第1項各号)

風営法に、「風俗営業」というものないし概念を、一言で表わすものは出てこない。風営法第2条第1項は、「この法律において「風俗営業」とは、次の各号のいずれかに該当する営業をいう。」とし、8つの種類の営業を規定している。多種多様であり、中には時代の流れを感じさせるような規定もあるが、一応次のとおりである。

キャバレーその他設備を設けて客にダンスをさせ、かつ、客の接待をして客に飲食をさせる営業
待合、料理店、カフェその他設備を設けて客の接待をして客に遊興又は飲食をさせる営業(前号に該当する営業を除く。)

ナイトクラブその他設備を設けて客にダンスをさせ、かつ、客に飲食をさせる営業(第一号に該当する営業を除く。)

ダンスホールその他設備を設けて客にダンスをさせる営業(第一号若しくは前号に該当する営業又は客にダンスを教授するための営業のうちダンスを教授する者(政令で定めるダンスの教授に関する講習を受けその課程を修了した者その他ダンスを正規に教授する能力を有する者として政令で定める者に限る。))が客にダンスを教授する場合にのみ客にダンスをさせる営業を除く。)

喫茶店、バーその他設備を設けて客に飲食をさせる営業で、国家公安委員会規則で定めるところにより計った客席における照度を十ルクス以下として営むもの(第一号から第三号までに掲げる営業として営むものを除く。)

喫茶店、バーその他設備を設けて客に飲食をさせる営業で、他から見通すことが困難であり、かつ、その広さが五平方メートル以下である客席を設けて営むもの

まあじやん屋、ぱちんこ屋その他設備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある遊技をさせる営業
スロットマシン、テレビゲーム機その他の遊技設備で本来の用途以外の用途として射幸心をそそるおそれのある遊技に用いることができるもの(国家公安委員会規則で定めるものに限る。)を備える店舗その他これに類する区画された施設(旅館業その他の営業の用に供し、又はこれに随伴する施設で政令で定めるものを除く。)において当該遊技設備により客に遊技をさせる営業(前号に該当する営業を除く。)

(3) ソフトダーツ機が、このうち、いわゆる「8号機」に当たるとされていること

ソフトダーツ機は、以上説明した種類の8番目の施設に関する機械であるとされている。言い換えれば、原則的には、ソフトダーツ機が置かれている店舗は、ゲームセンターと同種のものであると、風営法上は分類されていることになる。

先ほどの風俗営業の 8 番目の規定からでは、なぜソフトダーツ機がゲームセンターの機械と一緒にされているのか、よく分からないところがある。その点についてみていくと、次のとおりである。

先ほどの 8 番目の規定を受けて、風営法の施行規則が、8 番目の規定に該当する機械や設備の種類を具体的に規定している。

(国家公安委員会規則で定める遊技設備)

第五条 法第二条第一項第八号の国家公安委員会規則で定める遊技設備は、次に掲げるとおりとする。

- 一 スロットマシンその他遊技の結果がメダルその他これに類する物の数量により表示される構造を有する遊技設備
- 二 テレビゲーム機(勝敗を争うことを目的とする遊技をさせる機能を有するもの又は遊技の結果が数字、文字その他の記号によりブラウン管、液晶等の表示装置上に表示される機能を有するものに限るものとし、射幸心をそそるおそれがある遊技の用に供されないことが明らかであるものを除く。)
- 三 フリッパーゲーム機
- 四 前三号に掲げるもののほか、遊技の結果が数字、文字その他の記号又は物品により表示される遊技の用に供する遊技設備(人の身体の色を表示する遊技の用に供するものその他射幸心をそそるおそれがある遊技の用に供されないことが明らかであるものを除く。)
- 五 ルーレット台、トランプ及びトランプ台その他ルーレット遊技又はトランプ遊技に類する遊技の用に供する遊技設備

これらのうち、ソフトダーツ機は、第 4 号に当たるものと考えられている。

警察庁生活安全局長の国会答弁

国会(平成 17 年 10 月 27 日 参議院内閣委員会)で、ダーツ機がテレビゲーム機に当たるのかという質問(松井孝治議員)に対し、警察庁生活安全局長が、このダーツ機が、「最近ゲームセンターやバーなどの飲食店に設置されているいわゆるデジタルダーツと言われるもので、遊技の結果、点数が直ちにデジタル表示されるもの」と限定した上で、これについて、(風営法の) 2 条 1 項 8 号の遊技設備に当たると解釈している旨答弁した。

警察内部における認識

また、警察内部においては、おそらくこの生活安全局長による答弁より前から、ソフトダーツ機が、ゲームセンターのゲーム機と同様に、風営法による規制の対象となることについて、解釈を固めていたものと思われる。

(4) 風営法による、風俗営業としての規制(ソフトダーツ機を置く店舗に対する)

以上、ソフトダーツ機が、基本的にゲームセンターと同様の風営法の規制に服することの根拠についてご説明した。後に述べるように、現在ダーツバーの多くは、一種の例外として、このような風営法上の規制を免れているが、そのような例外とされず、ゲームセンターと同様の規制がダーツバーにも掛かるとした場合、風俗営業者として、さまざまな規制、制約を掛けられることとなる。その主要なものとして、次のものがある。

営業所ごとに、都道府県公安委員会の許可を得なければならない(3条1項)、
営業者又はその法人の役員につき、一定の欠格事由がある(4条1項など)、
営業所の構造や設備の変更についても、公安委員会の承認を得なければならない(9条1項)、
基本的に、午前零時以降、日の出までは、営業をすることができない(13条1項)、
禁止行為がある(ゲームセンターについては賞品の提供など。後でまた議論する。(23条2項))、

(5) 上記に対する、ダーツバーなどへの例外的措置

以上、風営法による諸規制についてご説明したが、ダーツバーでは、そのような規制を受けていないものがほとんどであると思われる。その理由として、一定の基準を満たすダーツバーについては、風俗営業の許可を要しないという取扱がなされているからである。その具体的な内容は、次のとおりである。

その取扱は、警察庁(生活安全局)の通達(風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律等の解釈運用基準)、すなわち風営法を所管する警察庁の、同法の解釈基準として定められている。この通達は、風営法全般に関する警察庁の考え方を明らかにしているものであるが、このうち、いわゆる8号施設としての「店舗」の解釈として、「風俗営業の許可を要しない扱いとする場合」というセクションがある。このセクションに、大略、次の内容が記載されている。

「ゲーム機設置部分を含む店舗の1フロアの客の用に供される部分の床面積に対して客の遊技の用に供される部分の床面積が占める割合が10パーセントを超えない場合は、当面問題を生じないかどうかの推移を見守ることとし、風俗営業の許可を要しない扱いとする。」

この点に関連し、警察庁との間で、ソフトダーツ機の床面積の計算方法について協議した結果、警察庁から計算方法に関する通達が出され、この計算方法に従って、多くの店舗は、この10%ルールを遵守するようソフトダーツ機を設置し、風俗営業の許可の要件を免れているというのが現状となっている。

ただし、ご承知のとおり、このような場合であっても、午前零時を超えて営業するダーツバーについては、深夜飲食店(風営法32条以下)としての届出が求められる。

我々としては、この10%ルールの適用に関し、警察庁の通達の言葉、特に「当面問題を生じないかどうかの推移を見守ることとし」という、暫定的な措置を表わす文言が使われていることについて、注意を要する。そもそも、警察庁としては、風俗営業の許可を要しない扱いがなぜ必要となるかについては、通達において、「(法律を字義通りに解釈していけば、)例えば、大きなレストラン等の店舗の片隅に1台のゲーム機を設置する場合にも風俗営業の許可を要することとなるが、この事例のように当該店舗内において占めるゲーム機営業としての外形的独立性が著しく小さいものについては、法的規制の必要性が小さいこととなる場合もあると考えられる」としている。その上で、そのような事態に対処するために、10%ルールを定めている。

なお、似たようなゲーム機の設定として、例えばホテルや、ショッピングセンター、遊園地などにゲーム機が置かれているのをどのように判断するのかという問題がある。これについては、風営法2条1項8号(8号施設の定義)で、政令で定めるものは除くとしており、この政令(風営法施行令)において、これらの施設が、そのような、風営法の適用を除外される施設として定められている。したがって、先に述べた警察庁の通達は、このような政令で定める施設と類似しているが、政令において拾いきれなかったものを、解釈で除外していると考えられることもできる。

いずれにしても、現状で警察は、ダーツバーについて、上記の「大きなレストランの片隅の1台のゲーム機」のような例と、ダーツバーとを同様に取り扱い、10%ルールを適用していることになる。

しかし、率直に見れば、両者の目的や性質が、全く同じものであるとすることができるのかは、議論の余地があるものと言わなければならない。また、このような相違がある状況の下、ダーツバーが、「射幸心をそそる」とか、「賭博に用いられる」おそれが高いものと客観的に認定されてしまうような事態にもなってしまった場合、警察として、ダーツバーに対し、これまでと同様の解釈を維持し、「風俗営業の許可を要しない扱い」として取り扱い続けてくれる保証はないと言わなければならない。

2. ソフトダーツ競技会における賞金、賞品の提供

風俗営業としてのゲームセンターにおいては、その競技に関し、賞金はもちろんのこと、賞品も提供することができないこととされている（風営法23条2項）。

このような規制がある中、ソフトダーツの競技会において、賞品の提供に関していかなる規制がなされ得るのかについて、警察庁（当時生活環境課）より、かかる競技会における賞品の提供は、上記の風営法の規定に抵触するので許されないとの見解を示された。

しかも、この規制については、10%ルールが適用されないものだけでなく、適用されるもの（したがって、風営法の許可を得なくてよいもの）についても当てはまるものであるとの説明を受けている。これは、風営法の許可を得ることを求められていないからと言って、そのような店舗が風俗営業に当たらないわけではないとの考え方に基づくものと思われる。

ちなみに、風営法23条1項、2項は、次のような規定である。

（遊技場営業者の禁止行為）

第二十三条 第二条第一項第七号の営業（ぱちんこ屋その他政令で定めるものに限る。）を営む者は、前条の規定によるほか、その営業に関し、次に掲げる行為をしてはならない。

一 現金又は有価証券を賞品として提供すること。

二 客に提供した賞品を買い取ること。

三 遊技の用に供する玉、メダルその他これらに類する物（次号において「遊技球等」という。）を客に営業所外に持ち出させること。

四 遊技球等を客のために保管したことを表示する書面を客に発行すること。

2 第二条第一項第七号のまあじやん屋又は同項第八号の営業を営む者は、前条の規定によるほか、その営業に関し、遊技の結果に応じて賞品を提供してはならない。

3 第一項第三号及び第四号の規定は、第二条第一項第八号の営業を営む者について準用する。

なお、この見解によれば、論理的には、ある業者について、風俗営業の許可が必要でないのに風俗営業者であると認定し、風営法上の制限である賞品の制限を当てはめることができることになるから、その他の風営法上の規制をそれらの店舗に適用することもできるのではないかと疑問が生じる（現在の時点で、先ほど説明した営業時間の制限や、年少者の立入り制限に関する表示の義務は、10%ルールを満たしているダーツバーには、課されていないはずである。）しかし、この点については、警察としては、上記通達の趣旨を踏まえた上で、それらの点も含め、当面問題を生じないかどうかの推移を見守っているものと思われる。

いずれにしても、警察は、当方が仮に風営法23条2項に違反した行為をすれば、今説明したような論拠で当方に対し、違法行為をしている旨を通告し、場合によっては当方の責任を追究してくることも十分に考えられる。そのようなこととなった場合、協会の活動に対するダメージは非常に大きい。そのような事情から、当協会としては、この点に関する風営法の規定と警察庁の解釈について、遵守するようお願いしてきた。

しかし、実際には、風営法に関する警察庁の見解を遵守していかなければならない理由としては、より大きく、より深いものが1点存在している。それは、先ほど申し上げた、10%ルールによる風俗営業許可の実質的な緩和が、実際には暫定的な措置に過ぎないと位置付けられることによるものである。すなわち、先ほど申し上げたとおり、10%ルールを認める通達の記述は、業者が10%ルールに該当する者である場合、「当面問題を生じないかどうかの推移を見守ることとし」、風営法の許可を要しない「扱い」とすることとなっていることから明らかである。

また、この点も前述したが、そもそも、この通達において、なぜこのような緩和措置を講じるのかについての理由として、「当該店舗内において占めるゲーム機営業としての外形的独立性が著しく小さいものについては、法的規制の必要性が小さいこととなる場合もあると考えられる」からであるとしており、この考え方からすれば、そもそもダーツバーが、このような緩和措置を受けることができるカテゴリーの営業をしているのかということについて、議論の余地が全くないわけではないとも思われる。

このような状況において、ダーツバーなどにおいて、風営法に違反するような行為が（仮に直接適用されないと解釈できたとしても）広く行われることになってしまった場合、警察当局は、ダーツバーを、一般的に「射幸心をあおる行為が行われる場所である」と解釈するに至るおそれがある。（ちなみに、「射幸心」とは、辞書によれば、まぐれ当たりによる利益を願う気持ちであるとされている。要するに、賭博的な考え方がないし雰囲気であると言えるであろう。）このような解釈が一般的になされてしまえば、警察としては、ダーツバーなどの施設について、「当面問題を生じないかどうかの推移を見守った」結果、問題があるものとされ、「善良の風俗と清浄な風俗環境の保持」に反するものとして、「法的規制の必要性が小さい」とは言えない、すなわち、風営法上の厳格な規制に係らしめることとされることも、十分に予測される。

仮にこのような事態となれば、これまで進められてきた、ソフトダーツのスポーツ性を高め、そのように社会に認知されていくための活動は、おそらく再起不能となるであろう。このような事態に至らないようにすることこそが、協会及びその会員が、この風営法に関するコンプライアンスを進めていかなければならない、最大の理由ではないかと考えている。

3. 賞金トーナメントに対する協会の考え方

先ほど説明したとおり、ソフトダーツの競技会においては、賞金はおろか、金銭以外の賞品を提供することも、風営法に抵触するとの見解を警察庁から得ている。

3年ほど前から、一部のディストリビューターを中心としたグループで、ソフトダーツの賞金トーナメントが、全国を股にかけて行われている。このようなトーナメントが風営法に抵触することは、論理的に考えても一見明白なものと考えられる。したがって、我々は、そのホームページにも、このような競技会が違法であり、その開催を認めることができないことを明らかにしている。また、このような競技会が、せつかくの我々の業界に、先ほどから説明している「射幸心」的要素を持ち込むものであり、その意味で、業界全体に対して非常に有害な影響を持つものと理解し、懸念しているのである。

我々は現在、この問題について、警察庁や、関係する都道府県警察に対し、実態の把握と、取締りを含めた、実態に応じた的確かつ適切な対応を執るよう、個々に依頼を続けている状況にあり、今後次第に、警察において事実の把握や蓄積がなされるものと考えられる。我々としては、警察庁や開催地の警察とできる限りの密接な連絡をとり、警察が今後行動を起こすに当たり、有益な情報を提供していきたいと考えている。

4. 結び

以上述べたところからご理解いただけたと思うが、ソフトダーツ業界は、これまで着実に発展してきたとは言え、その存立の根底的な部分、すなわち風営法の法規制との関係では、決して安住できる環境の下にい

るとは言えない。むしろ、非常に脆弱な地盤の上に成り立っているものと言って過言でないと思う。

このような脆弱な地盤にある現実を直視し、その地盤を少しでも強くし、確固たるものにしていくことが、ソフトダーツ業界として真に社会的に認知されていくための道であり、業界はその方向に進まなければならない。ましてや、賞金トーナメントのような違法行為や、それに類したきわどい行為を無反省に続けることは、現在の我々が拠って立っている脆弱な地盤をさらに弱体化し、最終的には破壊する、業界の自殺行為と言うほかない行動である。その意味で、この協会や、会員の方々が、風営法を遵守し、また、風営法の精神を遵守するというコンプライアンスに徹底した活動を行うことは、例えば人を教え導くなどというだけの行為ではなく、まさしく自分自身の死活問題であると考えなければならない。

以上